

インボイス制度（適格請求書等保存方式）に関するご案内

昭和リース株式会社
登録番号 T9010001142187

貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、誠に有難うございます。

2023年10月1日施行予定の「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」における弊社の対応につきまして、下記の通りご案内申し上げます。

記

1. 弊社が発行する適格請求書（インボイス）

取引内容	適格請求書 (インボイス)	対象となる契約	対象となる税抜又は 税込価格
ファイナンスリース/割賦	お支払予定表	・リース/割賦契約の開始日が 2023年10月1日以降となる契約	契約総額
オペレーティングリース	お知らせ	・2023年10月1日以降にリース料を お支払いいただく契約	毎回リース料
再リース	再リース料請求書および 再リース契約成立のお知らせ (再リース契約成立のお知らせ)	・2023年10月1日以降にリース料を お支払いいただく契約	再リース料
・ファイナンスリース/オペレーティングリース 解約 ・割賦 繰上弁済	解約計算書	・ファイナンスリースの解約/割賦の繰上弁済 当初契約の開始日が2023年10月1日以降となる契約 ・オペレーティングリースの解約 解約日が2023年10月1日以降となる契約	・ファイナンスリース/割賦 契約総額と解約金の差額 ・オペレーティングリース 解約金
その他	請求書	・取引日が2023年10月1日以降となる契約	各取引の契約額

※オペレーティングリースにつきましては、以下の2点をご送付致します。

- ①ご契約時：以後お支払予定の毎回リース料等を記載した「お知らせ」（インボイス）
- ②ご請求毎：実際の取引年月日を明示した毎回リース料の「ご請求書」（非インボイス）

2. リース料等に係る消費税額の端数処理

ファイナンスリース/割賦におきまして、毎回リース料（※）の合計額（税込）と契約総額（税込）との間に消費税端数による差額が生じた場合には、契約総額（税込）をご請求額とし、差額は初回リース料で調整させていただきます。その場合、初回リース料のご請求額は毎回リース料の税込金額と等しい額にはならない旨、予めご承知下さい。

※割賦の場合は賦払金

3. 端境期の対応

2023年10月1日以降のお取引につきまして、すでに従来方式のご請求書等を送付済みの場合には、別途適格請求書（インボイス）をご送付致します。

4. お問い合わせ

上記の内容に関して、ご不明点等がございましたら、弊社営業担当までお問い合わせ下さい。

以上